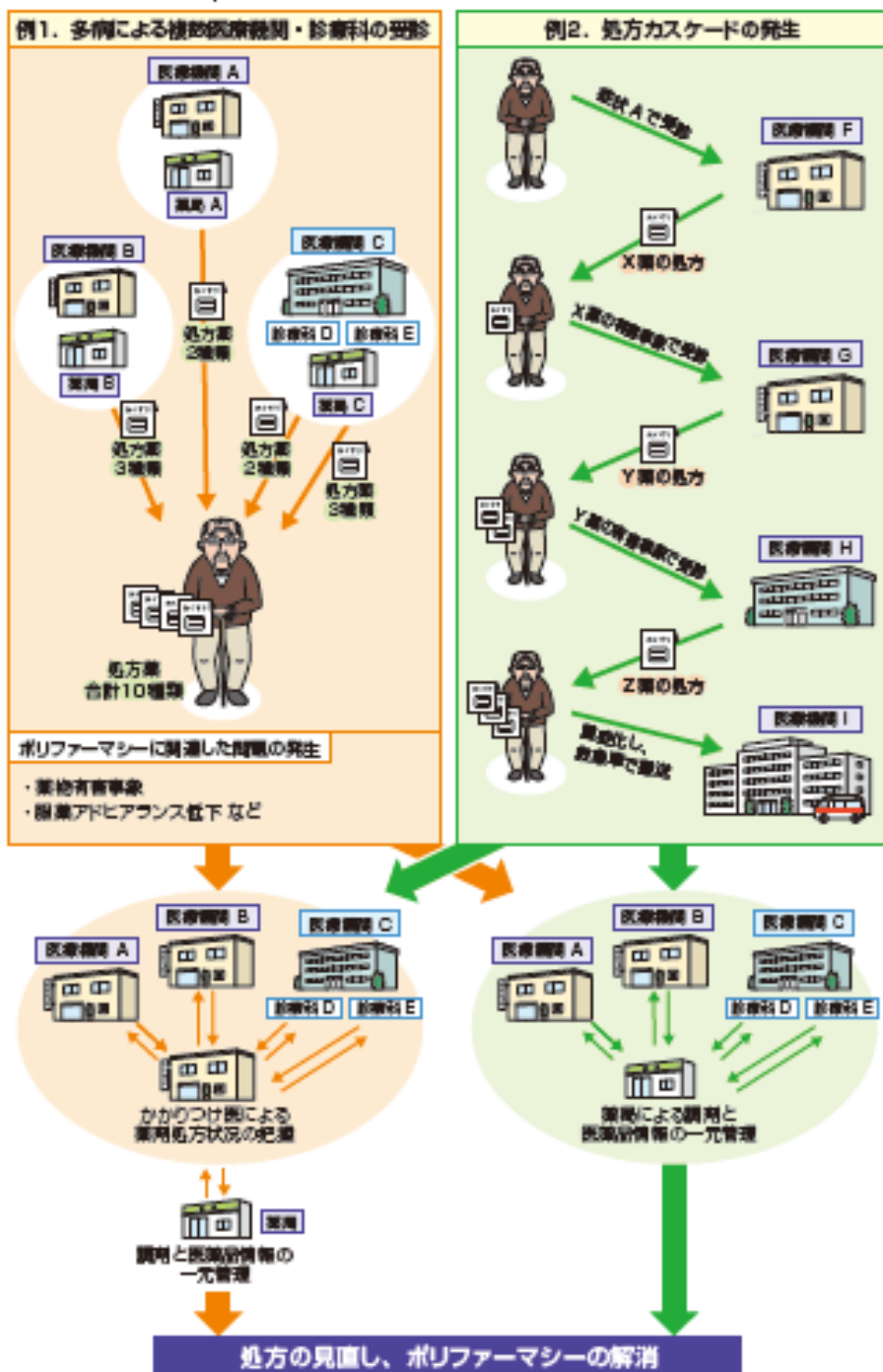


多剤服用(6 剤以上)による薬物有害事象をポリファーマシーと捉えがちだが一律の剤数／種類数のみに着目するのではなく、安全性の確保等から見た処方内容の適正化が求められることを理解し、ポリファーマシー対策に取り組む必要がある。

図3 ポリファーマシーの形成と解消の過程



- ・処方・剤形の工夫に入る前にまずは ACP、薬物有害事象（ふらつき、転倒、食欲低下、便秘、抑うつ、認知機能低下など）に対する非薬物的対応（生活習慣の改善、環境調整、ケアの工夫）が肝要であり、そのためには患者を共に支える多職種連携は重要である。
例）生活習慣病に対する塩分制限や運動療法等

表1 各職種の役割

職 種	役 割
看護師	服用管理能力の把握、服薬状況の確認、服薬支援 ADL の変化の確認、薬物療法の効果や薬物有害事象の確認、多職種へ薬物療法の効果や薬物有害事象に関する情報提供とケアの調整
歯科衛生士	口腔内環境や嚥下機能を確認し、薬剤を内服できるかどうか（剤形、服用方法）、また薬物有害事象としての嚥下機能低下等の確認
理学療法士 ・作業療法士	薬物有害事象、服薬に関わる身体機能、ADL の変化の確認
言語聴覚士	嚥下機能を評価し、内服可能な剤形や服用方法の提案 薬物有害事象としての嚥下機能低下等の評価
管理栄養士	食欲、嗜好、摂食量、食形態、栄養状態等の変化の評価
社会福祉士等	入院（所）前の服薬や生活状況の確認と院内（所内）多職種への情報提供、退院（所）に向けた退院先の医療機関・介護事業所等へ薬剤に関する情報提供
介護福祉士	服薬状況や生活状況の変化の確認
介護支援専門員	各職種からの服薬状況や生活状況の情報集約と主治の医師、歯科医師、薬剤師への伝達、薬剤処方の変更内容を地域内多職種と共有

- ・非薬物対応では効果が不十分またはそれらの実施が困難な場合は薬物療法への切り替えを検討する。
- ・薬剤によっては急な中止により離脱症状が現れたり罹患疾患を悪化させる場合もあるのでフローチャートなどを用い十分考慮する。
- ・患者や家族へポリファーマシーの問題を理解してもらうため説明用のリーフレット等を活用する（資料参照）

- ・すでにある仕組みや既存ツールを活用、ポリファーマシーの視点を導入

表3 地域におけるポリファーマシー対策のチームの例

・診療所と近隣にある薬局 ・サービス付き高齢者住宅等に居住する高齢者、訪問診療を受けている患者、介護老人保健施設に入所する高齢者に対し共通の患者をケアする医師、薬剤師、看護師、介護従事者等のチーム

- * 上記チームにおいて患者に働きかけポリファーマシーを調整するキーマンを決める
 （かかりつけ医やかかりつけ薬剤師が望ましいが患者が一番相談しやすい者が最適であり患者の意思を尊重して決める）

表4 既存ツール等へのポリファーマシー対策の取り入れ方

職種	ツール等	活用方策
医師・歯科医師	診療情報提供書	・処方見直し内容やその理由の記載欄を加える。 ・薬剤師が薬剤等に関するサマリーを記載できる欄を設ける。
薬剤部等の薬剤師	入院時持参薬の記録様式	ポリファーマシーが疑われる旨のチェック欄とその判断理由の記載欄を加える。
	薬剤管理サマリー ¹	処方見直し内容やその理由を記載する。
	お薬手帳	処方見直し内容やその理由を記載する。
	電子処方箋	処方状況を把握し、処方の見直しを行う。

	診療情報提供書	薬剤師が薬剤等に関するサマリーを記載できる欄に処方見直し内容やその理由を記載する。
看護師	看護サマリー	服薬状況を把握し、処方見直し内容やその理由の記載欄を加える。
事務職員等	電子カルテ	ポリファーマシーの観点も踏まえて電子カルテを運用する（活用する）。 (例) PIMs に該当する薬剤の処方時に警告メッセージが出るようにする。
—	退院時カンファレンス	退院時カンファレンスの際、処方見直し内容やその理由を関係者に伝える。
薬局薬剤師	服薬情報等提供書（トレーシングレポート）	患者の意向、処方見直し案やその理由の記載欄を加え、記載する。
	お薬手帳	処方状況を把握し、一般用医薬品等を含む服用情報について記載する。
	入院前・入院時の薬剤情報提供書（入院前・入院時薬剤サマリー）	かかりつけ患者が入院するときに服用状況を記載する。
	薬剤管理サマリー返書	病院からの薬剤管理サマリーに対する返書。

・ポリファーマシー対策の課題と対応策

- (1) 他職種連携が十分でない
- (2) 患者の服用薬の一元的把握ができない
- (3) 効率的に対応患者の抽出を行いたい
- (4) ポリファーマシーであることを判断することが難しい
- (5) 医師が自家以外の処方薬を調整することが難しい
- (6) 病態全体をとらえることが難しい
- (7) 見直し後の処方内容をかかりつけ医へフィードバックする体制が構築されていない

- (8) 人員不足のため地域におけるポリファーマシー対策に積極的に関与する時間が取れない

・ポリファーマシー対策の進め方

1. ポリファーマシー対策の体制づくり

- (1) ポリファーマシーの概念を確認する
- (2) ポリファーマシー対策の目的を確認する
- (3) 資料を取りそろえる
- (4) ポリファーマシー対策を推進する担当者を決める
- (5) 自治体や保険者がポリファーマシー対策にかかわる
- (6) 地域包括ケアシステムを担う医療・介護関係者との連携体制を作る
- (7) デジタルを活用してポリファーマシー対策を進める
- (8) 費用について考慮する

2. ポリファーマシー対応の実施

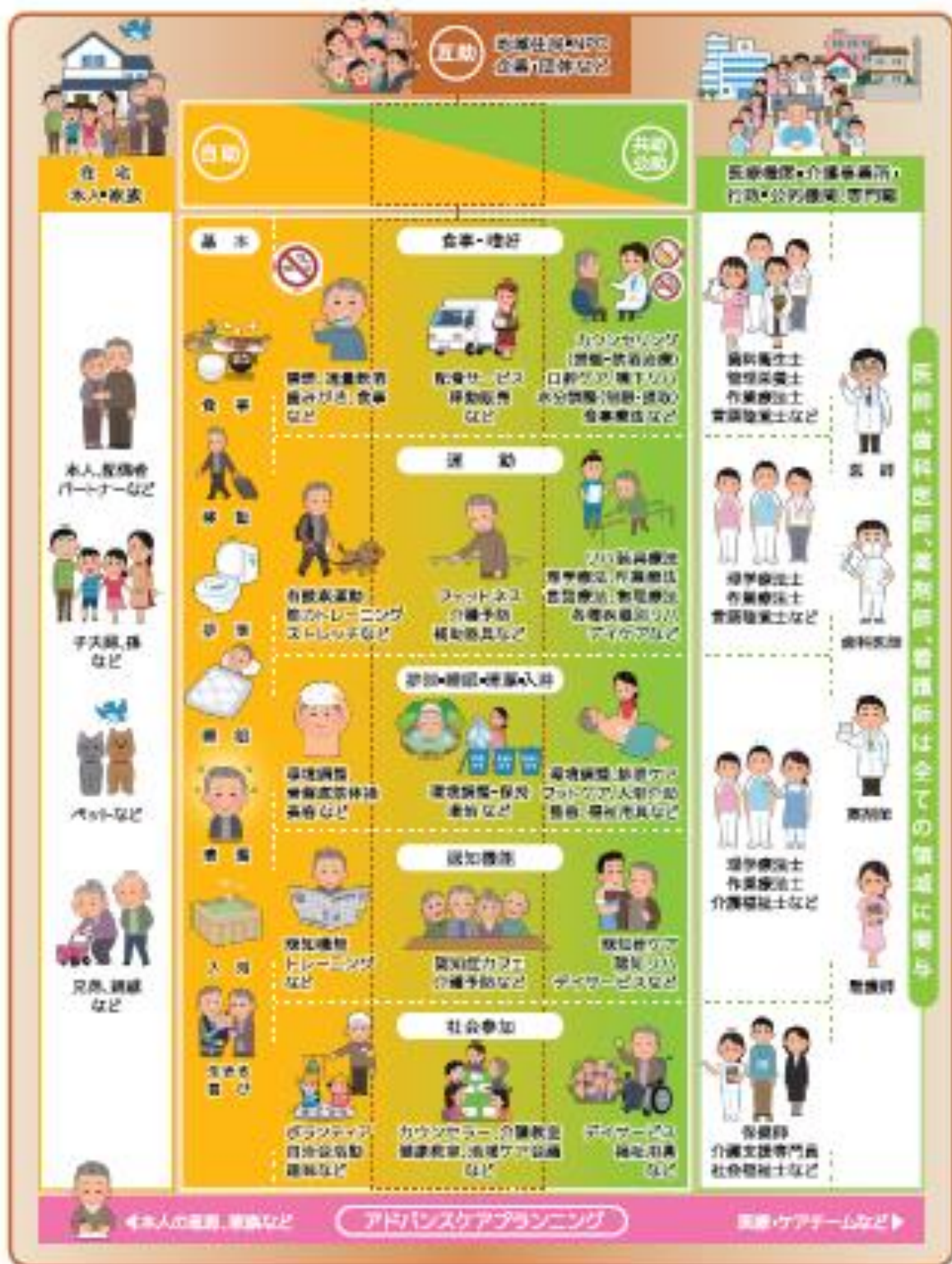
- (1) 地域でのポリファーマシー対策の全体的な方針を会議体で検討する
- (2) 地域の現状を把握する
- (3) 地域住民の理解を深める
- (4) 地域の医療・介護関係者等の理解を深める
- (5) 地域で啓発活動を行う
- (6) ポリファーマシー対策の成果をモニタリングする

3. ポリファーマシー対策の実施例

- (1) 外来、在宅医療を受けてる患者に対応する
- (2) 医療機関から退院した患者に対応する
- (3) 介護老人保健施設等に対応する
- (4) 自治体や保険者と協力して対応する
- (5) 多職種で協力して対応する

以上

图3 代表的な非薬物の対応



(高松市医薬品適正使用検討会 作成)

図4-1 処方見直しのプロセス

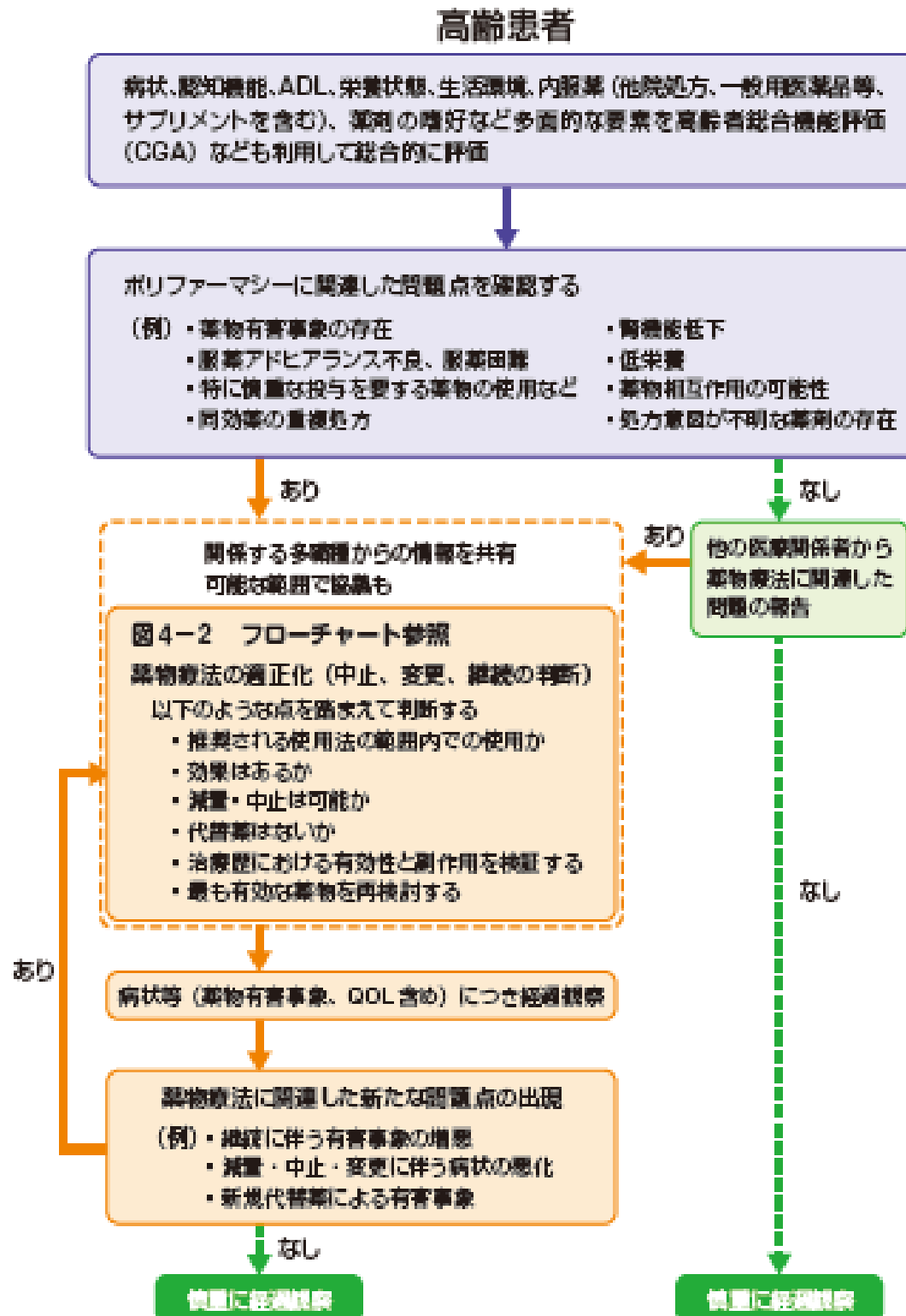
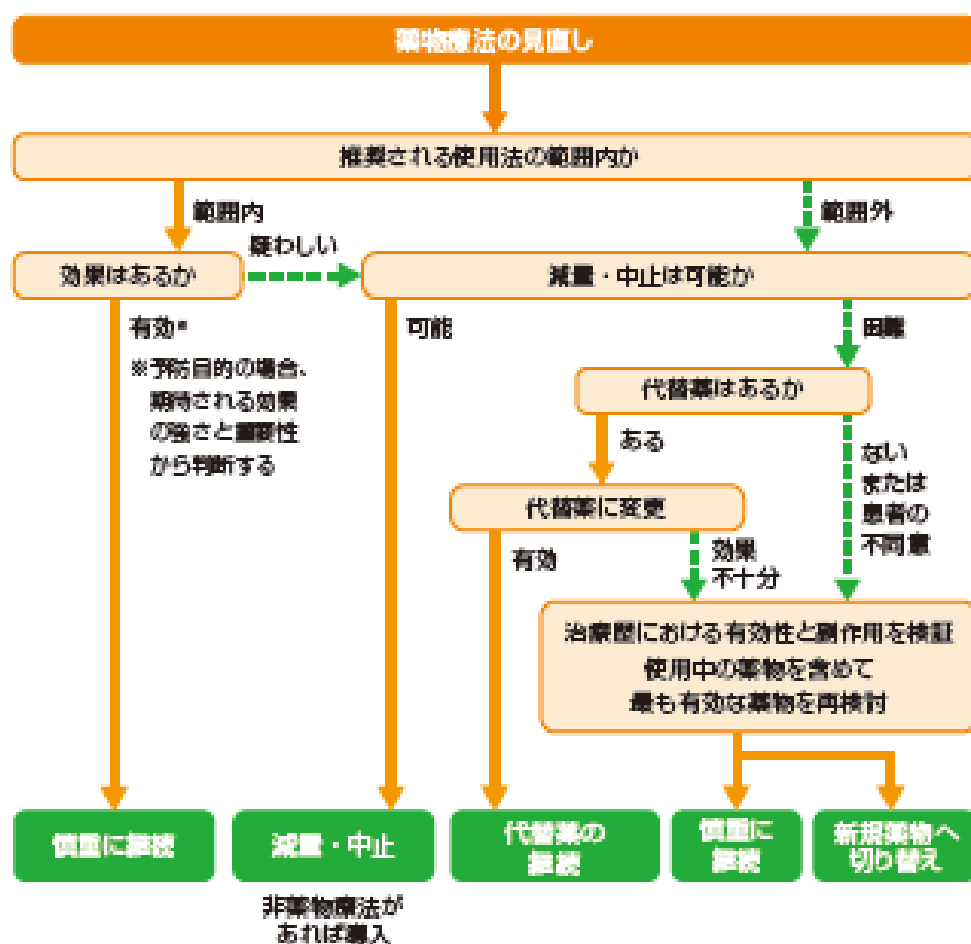


図4-2 薬物療法の適正化のためのフローチャート



高齢者の安全な薬物療法ガイドライン2015（日本老年医学会）より引用